平成２４年（フ）第３３１号
大分市大字下郡1199番地の１　九電下郡寮、申立時の住所大分市大字乙津２番地の２　コスモシティ乙津802号
破産者　吉村　和夫
１　決定年月日　平成25年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４２３号
大分市大字木佐上2353番地の１
破産者　中原　　瞬
１　決定年月日　平成25年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１号
大分県別府市大字鶴見1765番地の２　ガーデンヒルズ松本弐番館101号
破産者　田中美由貴（旧姓高橋）
１　決定年月日　平成25年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９３号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目39番１号　福岡美装内、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市古里町364番地
破産者　上村秀智郎
１　決定年月日　平成25年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６６号
沖縄県豊見城市字我那覇178番地
破産者　東江　正芳
１　決定年月日　平成25年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７２号
北海道帯広市東11条南６丁目26番地
破産者　千葉　　智
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
北海道帯広市西10条南18丁目４番地２　松本荘10号室
破産者　窪田　節雄
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
北海道中川郡本別町押帯414番地４
破産者　笠原　裕樹
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保174番地1235　舘野団地Ｄ―２号
破産者　簗場哉江子
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１０５号
青森県三沢市松園町２丁目５番30号　第一松園団地２号棟58―２―302
破産者　蜂谷　　昇
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１４号
秋田市土崎港中央４丁目４番26号　医療法人運忠会土崎病院内、住民票上の住所秋田市飯島新町３丁目10番５号
破産者　船木　藤良
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５０号
福島県田村郡三春町字樋ノ口149番地の３
破産者　儀同　儀男
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
静岡県浜松市北区三方原町842番地の５
破産者　原田　孝雄
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
鳥取県境港市森岡町558番地
破産者　渡邉　彰悟
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２５５号
徳島市城東町１丁目５番８―401号
破産者　日下　穣司
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６５号
愛媛県松山市恵原町甲1057番地、開始決定時の住所愛媛県松山市恵原町甲1144番地３
破産者　平岡　節郎
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１号
長崎県大村市久原２丁目1201番地16、前住所長崎県大村市杭出津２丁目1329番地
破産者　川副　鈴子
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
長崎県大村市久原２丁目1201番地16、前住所長崎県大村市杭出津２丁目1329番地
破産者　川副　邦弘
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係